

修 繕 契 約 書

- 1 件 名 低濃度 PCB 運搬を伴う変圧器取替修繕業務
- 2 履 行 場 所 鳥取市 鹿野町鹿野 地内
- 3 履 行 期 間 契約締結日 から 令和8年12月25日 まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税 金 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の修繕について、発注者と受注者とは、別添の条項により修繕契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 住 所 鳥取県鳥取市幸町71番地
鳥取市
氏 名 鳥取市長 深澤 義彦

受 注 者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）記載の修繕業務（以下「修繕業務」という。）を、甲の指示又は通知に従い誠実に履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、修繕業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(現場代理人)

第4条 乙は修繕にあたり、技術上の管理をつかさどる者を定め、甲に通知するものとする。ただし、通知については、甲が必要でないと認めたときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要がある場合には、乙に対して修繕業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、修繕業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、修繕業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、検査に合格したときは、直ちに当該目的物を甲に引渡すものとする。

5 乙は、修繕業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を修繕業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(一般的損害)

第9条 目的物の引渡し前に、目的物又は修繕材料について生じた損害その他修繕業務の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第10条 修繕について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、修繕に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち修繕につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他修繕業務について第三者との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は協力してその処理解決に当るものとする。

（契約不適合責任）

第11条 甲は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第12条 甲は、引き渡された目的物に関し、第7条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査し

て直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、甲は、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 第1項の規定にかかわらず、甲は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の契約不適合（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 甲は、引き渡された目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞に伴う違約金等）

第13条 甲は、乙がその責任により修繕業務を完了することができないときは、代金から出来高部分に相応する代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じた額を違約金として、乙に請求することができる。

（違約金の相殺）

第14条 前条の遅延違約金は、乙に支払う代金として相殺することができる。ただし、別に損害があるときは、乙は、甲に対してその損害賠償の責任に応ずるものとする。

（甲の任意解除権）

第15条 甲は、修繕業務が完成するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても修繕業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に修繕業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 第2条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び修繕しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまで

のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 乙がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したとき。

イ 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は、同法第198条に規定する刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由のものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 仕様を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲の指示により修繕業務を中止した場合において、当該中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が修繕業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行期間が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除後の措置)

第22条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している修繕業務のうち、引渡しを受ける必要があると認めた部分があるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する代金を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する代金は、甲乙協議して定める。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。